

平成 26 年 2 月 25 日

フジクラ健康保険組合
事業主、組合員 各位

フジクラ健康保険組合
理事長 中山 幸洋

フジクラ健康保険組合 保険料率変更について

寒さも緩み始めた今日この頃、皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃、フジクラ健康保険組合の活動に対し、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

当健保組合では、平成 26 年 2 月 4 日（火）、組合会を行ない、平成 26 年度収支予算及び保険料率の改定につきまして審議をし、承認いただきましたことを御報告させていただきます。

一般保険料率 85/1,000 → 95/1,000（事業主 57/1,000 組合員 38/1,000）

介護保険料率 10/1,000 → 14/1,000（事業主、組合員ともに 7/1,000）

4 月分保険料（5 月徴収分）より変更となります。

● 保険料率変更による加入者の負担増について

標準報酬月額410,000、被保険者6,000人の場合

- 月額負担額

料率(%)	負担割合		加入者(円/月・人)		事業主(百万/月)	
	加入者	事業主		負担増		負担増
8.5	34	51	13,940	-	125.5	-
9.5	38	57	15,580	1,640	140.2	14.8

- 年間負担額(賞与を含め15.7ヶ月で計算)

料率(%)	加入者(円/月・人)		事業主(百万/月)		保険料 (百万円)
		負担増		負担増	
8.5	218,858	-	1,969.7	-	3,283
9.5	244,606	25,748	2,201.5	231.7	3,669

● 経過報告

- ・ 平成 25 年 7 月 19 日の組合会で、平成 25 年 10 月から 74/1,000 から 85/1,000 へ引き上げ。平成 26 年度からは、予算支出見合いで保険料率を変更。
- ・ 平成 25 年 9 月 11 日付「フジクラ健康保険組合 保険料率変更について」で平成 26 年度より 95/1,000 へ変更（フジクラ健保ホームページ→けんぽからのお知らせーお知らせ一覧で保険料率変更を参照）

● 保険料率変更理由

保険料率を上げざるを得ない理由は、“すべて高齢者医療への拠出金”といっても過言ではありません。保険料収入の約半分を、高齢者医療への拠出金として負担しており、その拠出金の増加が保険料の引き上げを余儀なくしております。

今後、団塊の世代が前期高齢者へ移行している中で、高齢者医療費はますます増大し、拠出金の負担増は続くものと予想されます。従いまして、保険料率は制度の安定的な運営のため、今後も適時見直しが必要となるものと考えます。

健保組合では、これまでも医療費の削減や予防に関する施策を行なってまいりましたが、引き続き被保険者及び被扶養者の方々へ、特定健診・保健指導や健康教室への参加を呼びかけ、組合員各位の健康に対する意識を高めていただくよう、なお一層努力してまいります。

保険料率変更（引き上げ）につきましては、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問合先 フジクラ健康保険組合 花摘 03-5606-1031 7-21-6775